

1. 第3回専門部会議事要旨及びご質問に対する回答等

(1) 第3回建設候補地選定専門部会(平成23年12月14日開催)議事要旨

1. 第2回専門部会議事要旨及びご質問に対する回答等

- ・町田市が立川断層からどの程度離れているのか調べてほしい。
- ・スケジュールに関して、情報が市民に浸透する時間が必要であるため、三次選定のプロセスにある程度の時間をかけるべきではないか。

2. 市民との意見交換会について

①意見交換会の追加開催案について

- ・施設整備について地域に説明をする場合、わかりやすく伝える必要がある。施設整備に関する説明会があってもよいのではないか。
- ・三次選定の評価の際に候補地周辺の住民との意見交換会を設けるといふことであれば、そのことを「建設候補地選定の進め方」のフローに入れていただきたい。

②他市の市民の意見の取り入れ方について

- ・意見交換会の参加者を町田市民に限定しないとのことだったが、他市の広報紙を広報に活用できないか。
- ・他市の市民の意見も意見交換会で取り上げるようにしていきたい。
- ・他市への広報について、ふじみ衛生組合と世田谷清掃工場が近隣市区にどのような話をしたかを聞くことができれば、参考になるのではないか。
- ・三次選定の評価の方法の前に絞りこまれた候補地が他市と隣接していれば、その市に対しても説明する必要が出てくると思う。

3. 意見募集等の結果(中間報告)と対応方針(案)

- ・地域として立候補しているならともかく、個人が適地として推薦している場所を部会で議論すべきではない。
- ・意見募集で寄せられた意見の内容を整理して提示していただきたい。

以上

(2)ご質問に対する回答等

ご質問①：

- ・町田市が立川断層からどの程度離れているのか調べてほしい。



回答等：下図の通り町田市境まで約 5.3km 離れているため、一次選定の条件である活断層からの距離 50m を超えています。なお、「活断層から離れていれば即ち安全」ということではありませんから、実際には施設設計において適切な耐震性を確保することで対応を図ります。



ご質問②：

- ・スケジュールに関して、情報が市民に浸透する時間も必要であるため、三次選定のプロセスにある程度の時間をかけるべきではないか。



回答等：ご指摘を踏まえ、三次選定のプロセスにおける意見交換の場を設け、スケジュールを再構成しました。後の資料で詳細を説明します。

ご質問③：

- ・施設整備に関する説明会があってもよいのではないか。



回答等：2月以降の意見交換会の中でも、施設整備に関する事項の周知を図り意見聴取を行うこととします。

ご質問④：

- ・他市への広報について、ふじみ衛生組合と世田谷清掃工場が近隣市区にどのような話をしたかを聞くことができれば、参考になるのではないか。



回答等：ヒアリングに対する回答は次の通りです。

「計画段階での他市への協議・説明会等は実施しておりません。

建設計画決定後、(立地・施設)環境影響評価の影響範囲をシミュレーションして半径2kmと設定したところ、武蔵野市域が該当してしまいました。そのため、武蔵野市のごみ・環境担当の部署への説明を行い、環境影響評価書の公示・縦覧を依頼しました。また、それに伴う広報等も行いました。

武蔵野市民から電話等での問い合わせはありましたが、特に説明会や意見募集を行ってはおりません。」

(3) 第3回整備基本計画専門部会(平成23年12月8日開催)議事要旨

1. 第2回専門部会議事要旨について

①カンポリサイクルプラザ見学記録について

- ・計画処理能力が50t/日、発電量が15,000kWh/日となっているのに対し、実際の処理量が25t/日にとどまっているため、発電量はずっと少ないと想定される。所内電力を賄えているか疑問である。
- ・発電等の実態について、できるだけ定量的な評価基準が必要。
- ・カンポリサイクルプラザの実態について、施設建設を受注したメーカーの技術者を次回の専門部会に招くなどして、ヒアリングを行う。

2. メーカーアンケートについて

①メーカーからのアンケート結果について

- ・メーカー12社にアンケートを依頼したが、回答があったのは2社(A社、B社)のみであった。全ての施設に関する試算を提出したのはA社のみであり、B社は熱回収施設とごみメタン化施設のみの試算を提出した。
- ・A社の試算データに基づくと、生ごみの再資源化率100%を目指す場合、120t/日の量を処理することとなり、メタン発酵施設が4系列必要で、その他施設も含め敷地面積は36,000m²となる(物質収支1)。
- ・生ごみの再資源化率の数値を落とし2系列とした場合、敷地面積は32,400m²となる(物質収支2)。
- ・なお、メタン発酵をせず直接焼却率を100%とする場合は、必要敷地面積は25,000m²となる(物質収支3)。
- ・ごみメタン化施設を設置すると、広い敷地面積が必要となり維持管理費、焼却炉で処理される上、発酵残渣の割合も高い。36,000m²の土地など限られるが、ごみメタン化施設を設置できるのか。
→ 事務局としては、財政面からみて難しいとは考えている。

②基本計画とごみメタン化との関係

- ・一般廃棄物資源化基本計画の中では、「燃やすのをやめましょう、生ごみを資源化しましょう」という理念のもと、堆肥化・バイオガス化は方法論として載せた。基本計画の理念に沿った形で、面積、費用を考慮して実現可能性を議論してほしい。
- ・廃棄物減量等推進審議会の中で、家庭での堆肥化、肥料化が出ていたので、バイオガス化は方法論として挙げただけである。安易に焼却でいいというものではなく、燃やすことによる地域負担をどこまで減らしていけるかが課題。しかし肥料化は現実的ではないのではないかと思う。基本計画は実際の施設のことを考えて議論を行ったわけではない。現実的な状況を踏まえ議論していきたい。
- ・メタン発酵させてガス化しても、そのガスを結局発電用の燃料として使用するのであれば、二酸化炭素が排出される。生ごみを直接焼却して発電するのと同じではないか。
- ・当面の技術ではメタンガスを燃焼させることとなるが、現在、メタンガスから炭素を分離・固定し水素のみを燃焼させる技術の開発が進められていると聞いている。将来の技術革新を含めて考えれば、まったく同様に二酸化炭素を排出しているということにはならない。
- ・災害時の独立エネルギー源として活用できるとも考えられる。
- ・基本計画の理念に則り、メタン化施設を整備することの価値の整理が必要。

③生ごみの分別率の向上および発生量の削減について

- ・生ごみの分別回収など、生ごみの分別率を上げたり、生ごみの発生量を減らしたりすることが重要であり、そのような方策は考えられていないのか。発生量自体も減れば、ごみメタン化施設をより小さくすることができる。
- ・今、市民に負担をかけないために生ごみの分別回収をせず、ごみメタン化施設にお金をかけるという構造になっている。市民にはもっとごみのことを意識してほしい。場合によっては、市民の負担をあえて増やすことも議論すべきではないか。
- ・事業系一般廃棄物についてももっと減量していくべきである。

3. 次回部会において提示してほしい資料

- ・調査した事例のエネルギー収支（カンポリサイクルプラザを含む）
- ・アンケート調査の結果精査（データがそろっているA社から）
- ・メタン化施設の現実的な規模の提案
- ・メタンガスの活用ケース（地域で使うガス、バス燃料など）
- ・廃棄物減量等審議会での生ごみの分別回収に関する議論の結果（コストのみで判断したわけではない）
- ・長岡市における生ごみ分別の実態。中空知事例における収集方法。

【その他】

- ・メタン化施設以外に、地域で使ってもらえる生ごみ減量策は何かないか
- ・（委員会で審議する）熱回収・バイオガス化・プラスチック資源化施設のそれぞれの処理方式ごとの比較資料

以 上

2. 意見募集について

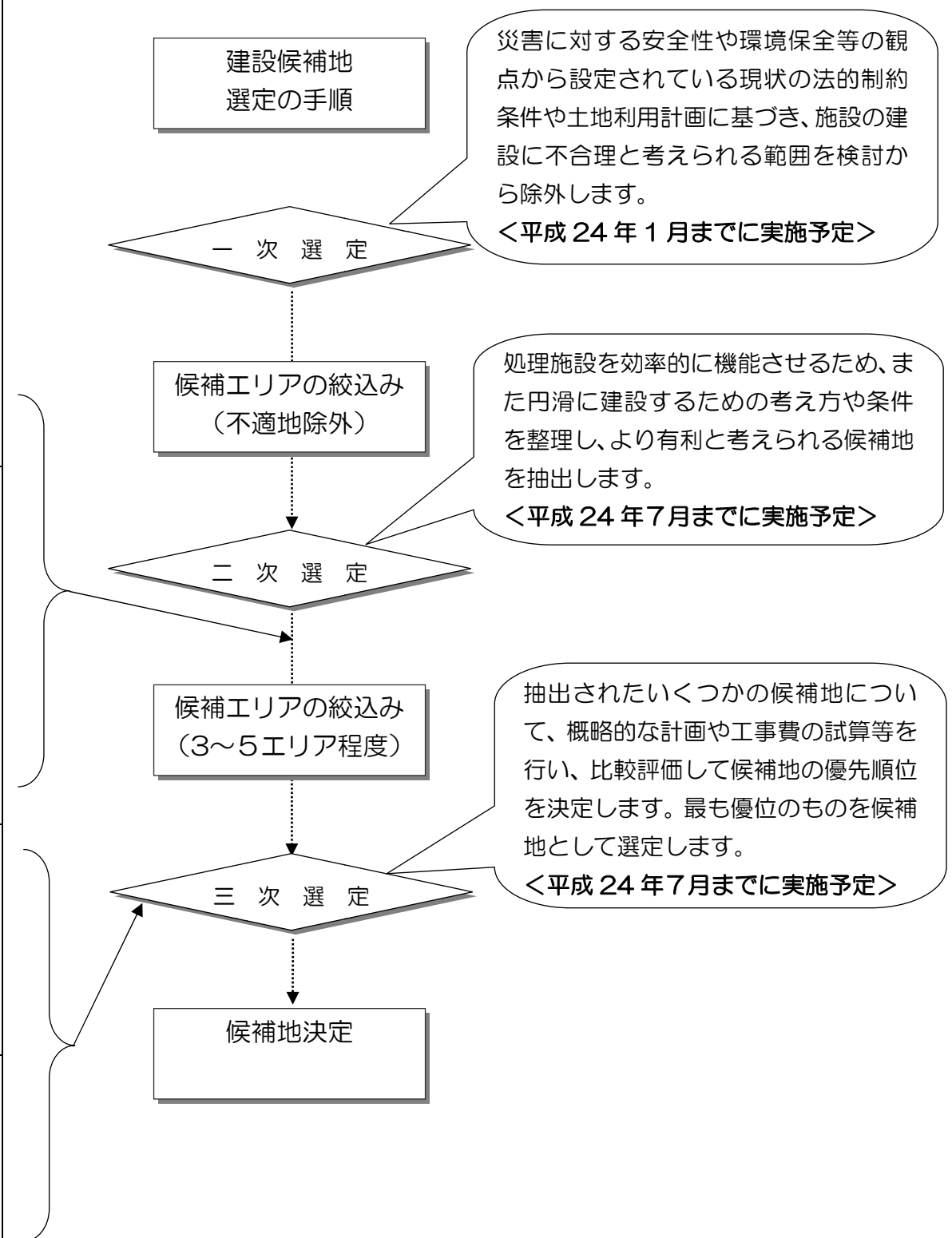
(1) 今後の意見募集の方法とスケジュール

1) 基本的な考え方

	意見募集の種類	広報・意見募集等の目的	方法	意見を募集する内容
二次選定(案)に対する意見募集	A) 候補地域およびその周辺を対象とした市民との意見交換	<ul style="list-style-type: none"> 一次選定において候補地域となったエリアおよびその周辺において、検討の進捗状況を報告する。 また、地域住民の課題認識、ニーズや整備の方向性について意見交換を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点の二次選定(案)を活用し、地域住民との意見交換会を開催する。 市域7箇所程度の地域センター等で開催するものとするが、対象者は当該地域に限定せず全市民が参加可能なものとする。 意見交換会の場合、事務局より現在の検討状況を報告し、地域の方々より意見をいただく。 できるだけ部会委員の皆様にもご同席いただき、部会や委員会への状況報告にご協力いただく。 	<ul style="list-style-type: none"> ①建設候補地選定の方法、考え方等 <ul style="list-style-type: none"> ・二次選定(案) ②市民とのコンセンサス形成の方法、考え方等 ③施設整備計画について ④周辺環境・景観への配慮、施設の付帯機能について
	B) 広く一般市民を対象とした意見募集	<ul style="list-style-type: none"> 計画内容の周知を図る。 広範囲な市民や関係者の意見を収集する。 	2011年11月に行った意見募集と同様に、 <ul style="list-style-type: none"> ①自治会連合会を通じた周知 ②広報まちだ ③環境広報 ④ホームページ上での広報 ⑤まちテレ といった媒体を用いて広報、意見募集を行う。	同上
三次選定の評価項目(案)に対する意見募集	C) 候補地域およびその周辺を対象とした市民との意見交換	<ul style="list-style-type: none"> 三次選定の評価項目について意見交換を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点の「三次選定の評価項目(案)」を活用し、地域住民との意見交換会を開催する。 市域7箇所程度の地域センター等で開催するものとする。 以下、上記(A)に同じ。 	①三次選定の評価項目(項目および重みづけ)
	D) 広く一般市民を対象とした意見募集	<ul style="list-style-type: none"> 同上 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点の「三次選定の評価項目(案)」を活用し、意見募集を行う。 以下、上記(B)に同じ。 	同上

【建設候補地選定の進め方】

検討の基本的な考え方



2) 広報と意見募集のスケジュール

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会	建設候補地選定専門部会	12日:第4回専門部会 (1)意見募集の結果について (2)一次選定と二次選定(案) (3)三次選定の評価項目 (4)意見交換会の進め方			下旬:第5回専門部会: (1)「生活環境影響調査」についての情報共有 (2)「周辺環境・景観への配慮」についての情報共有 (3)二次選定 (4)三次選定評価		上旬:第6回専門部会 (1)二次選定 (2)三次選定評価 (3)意見募集方法の検討		下旬:第7回専門部会 ・周辺施設の整備の方向性について、詳細を詰める事項を確認、整理		
	整備基本計画専門部会	19日:第4回専門部会 ・各施設の受け入れ量や処理方式全体に関する事項の決定 ・エネルギー回収施設計画概要策定		第5回専門部会 ・各施設の具体的内容の決定 ・ごみメタン化施設計画概要策定		上旬:第6回専門部会 ・資源化施設処理フロー・処理方式決定					
	検討委員会 (両専門部会合同)	26日:第7回検討委員会 (両専門部会合同) ・一次選定結果、二次選定結果(案)に対する意見募集の方法の確認							上旬:第8回検討委員会 (両専門部会合同) ・建設候補地選定最終結果及び処理方式等に対する意見募集方法の確認		
二次選定(案)に対する意見募集 三次選定の評価項目(案)に対する意見募集	意見交換会	(1)地元との意見交換 ●1/11 告知	2/16,20,22,26,27	3/5,11							
	広報	(2)自治会連合会を通じた周知		●2/6or7							
		(3)広報まちだ		○1/26 原稿締め切り							
		(4)環境広報 ECO まちだ	●1/11								
	意見募集	(5)ホームページ		●2/11							
		(6)まちテレ			2/17~3/1						
	意見募集	募集期間			3/11 まで						
とりまとめ											
上記以後の広報・意見募集等	意見交換会	(1)地元との意見交換									
	広報	(2)自治会連合会を通じた周知									
		(3)広報まちだ									
		(4)環境広報 ECO まちだ								(詳細未定)	
	意見募集	(5)ホームページ									
		(6)まちテレ									
	意見募集	募集期間									
とりまとめ											

(2)意見募集の結果

1)主要な意見

1. 建設候補地選定について

(1) 検討の前提条件

- ・現在と同じ場所で建て直すことが難しいのかどうか、移転が絶対条件なのかの検討。
- ・現存する施設を維持できないかの検討。 など

(2) 検討の方法、考え方

①法的制約条件への適合

—

②災害・環境に対する安全性

—

③既往の土地利用との整合

- ・ 函師小野路歴史環境保全地域などの「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく保全地域や、七国・相原特別緑地保全地区などの「**都市緑地法**」に基づく**特別緑地保全地区**は、開発行為などが許可制であり一定の法的制約があると考えられるので、これら地域は一次選定地域から除外すべき。
- ・ 町田市が東京都に対して自然保護条例に基づく里山保全地域に指定要請をしている地域は候補地から除外すべき。
- ・ 町田市緑の基本計画 2020 にある「**水と緑の拠点**」の地域は建設候補地から除外すべき。
- ・ 三輪地区については公園緑地化計画があがっており、その南側についても**里山保全地域指定地区**に申請されているので除外すべき。
- ・ 三輪地区は、鶴見川クリーンセンターのみにとどまらず、隣接する川崎市麻生区の下水処理場や王禅寺のごみ焼却施設が至近にあるため除外すべき。
- ・ 町田街道沿い・南町田付近横浜町田インターチェンジ付近は**住宅地・公共施設が多い場所**であるため、運搬車による交通事故等のトラブルが発生する可能性が高く不適切。
- ・ こどもの国、寺家ふるさと村とつながる三輪緑地はそれらと一体となって首都圏では数少ない自然豊かな里山を形成しているため、除外すべき。
- ・ 町田市のごみ処理施設は、**小山田地域周辺に集中**しており、長年周辺住民は環境汚染による健康被害の不安をかかえながら暮らしているので分散させるなどの対応をすべき。
- ・ 現在までに都市計画上、建設不適と決めた地域を除外することはこの非常事態においては見直す必要がある。 など

④物理的制約条件への適合

- ・ 町田街道沿い・南町田付近横浜町田インターチェンジ付近は、**人口が多い場所**なので建設に向けての交渉が難しくなるため、不適切。
- ・ 町田市はいまだに人口が増加がみられ、かつ、東西に長い地形をしている関係から、今後建設する清掃工場は1カ所ではなく、鶴川か南町田方面に1カ所、また相原方面に1カ所というように**複数建設し、ごみの搬入の効率化を図る**必要がある。
- ・ 審議会で決定した「2020年までに、ごみ処理量の40%削減、生ごみ全量資源化」を達成するためには、市民の環境意識の向上が最重要の課題である。このため、施設は、**市内3～5カ所に分散化**し、地域住民がその存在と意義を理解しつつ、ごみの削減と資源化に取り組めるような「**地域環境センター**」をめざすべき。 など

⑤収集・運搬の効率

- ・町田街道沿い・南町田付近横浜町田インターチェンジ付近は、町田街道、16号、246号線は**慢性的に渋滞**している為、運搬車が渋滞に巻き込まれた場合、業務に遅れが出る可能性があるため、不適切。
- ・三輪町に建設となると、業者の車の交通量が増し、さらに**渋滞が悪化**する可能性がある。 など

⑥地形・地質条件

—

⑦用地取得の可能性

- ・場所は**市の所有地**を選ぶべき。 など

⑧市境との距離

- ・三輪地区は、鶴見川クリーンセンターのみにとどまらず、隣接する川崎市麻生区の下水処理場や王禅寺のごみ焼却施設が至近にあるため除外すべき。
- ・三輪緑地は隣接する横浜市の寺家ふるさと村と実質的に一体化しているため、その地域に大規模な施設を建設されると、横浜市のプランとの間にかかなりの摩擦が生じる恐れがある。
- ・横浜市に近接して建設するのなら、横浜市長や市民にも納得できる説明をしていただきたい。 など

⑨自然環境

- ・町田市緑の基本計画 2020 にある「**水と緑の拠点**」の地域は建設候補地から除外すべき。
- ・ふるさと村の近接地域にはすばらしい自然があるため、配慮願いたい。 など

⑩評価項目の重みづけ

- ・建設候補地選定の**評価項目には次の視点を追加**すべき。収集運搬の距離、将来的な施設の拡張性（増築、建替等）、住居密集度、周辺諸施設との距離、周辺地域の車両通行状況（混雑度）、隣接する自治体との距離、希少動植物の存在、周辺景観への影響、水源地・湧水の存在、地権者との合意形成、地元住民、周辺地域等の合意の深度。 など

⑪比較評価

—

⑫教育施設への影響

- ・現在の清掃工場（下小山田町）を中心とした約1km範囲内に、幼稚園児はじめとする比較的低年齢の子ども達が多く集まる教育施設があり、その近くに、町田市全てのごみを焼却、処理する一極集中的な現在の清掃工場を整備するのは、**子ども達の健康面から憂慮**する。
- ・三輪地区にはこどもの国や鶴川女子短大、日本体育大学、横浜美術大学、その他幼稚園から小、中学校、老人ケアホーム等**文教エリア**であり、除外すべき。
- ・寺家ふるさと村は子どもの遊び場でもあり寺家ふるさと村の中には保育園もあるため、健康被害を懸念。 など

(3) 具体的な候補地の提案

- ・新しい施設は現在のリサイクルセンターに隣接したところに建設する。
- ・住宅近接地以外では①小山田地域、②相原地域が候補地となる。
- ・野津田公園が最適。グラウンドの近辺にはスペースも十分あり、近接する住宅もない。
- ・以下の理由から図師町周辺が良いと思う①土地代が安くすむ②公害の反対が少ない③民家が少ない④将来土地の開発が良い⑤小野路の道幅を広げているので鶴川方面にも行きやすい⑥町田のほぼ真ん中だから。

- ・学校、支所、市役所、市の施設、**市の所有地はその候補地**にあげるべき。
- ・施設は、市民の回りに持って行くより、市役所の隣に、全てを網羅するミニプラントを建設し、広く市民に実感してもらう事が大切。 など

(4) その他

- ・町村合併前の旧町村に1カ所ずつぐらい建設し、地産地消ではないが、「自分達のごみは自分達の所で処理するのだ。」とすることも必要である。
- ・設置場所は**各地区分散**、規模は小規模で、各地区の市民が共有財産として利用する必要がある。
- ・複数建設し、**一極集中を解消する**と同時に、この地域の環境負荷を少しでも減少させることが急務。 など

2. 市民とのコンセンサス形成について

(1) 情報発信の重要性

- ・ロードマップを作る必要がある。我々は今の町田市のごみ問題がどうなっているのか全く分かっていない。ここがはっきりしていないと将来大きなゴミ問題になりかねないので、慎重に情報を開示して進めてもらいたい。
- ・市民に対し、もっと大々的に広報し、委員会内部の議論を公表するとともに、里山や緑地の自然環境は他自治体の地域にも連なっているので、横浜市や川崎市等にも計画案を公表し、**横浜市民や川崎市民にも意見を求めてほしい。** など

(2) コンセンサス形成の手法

- ・建設候補地選定の進め方は、候補適地の住民を**重層的に多数参加**した検討方法を提唱したい。
- ・地域住民が持続的な問題解決の**意見具申できるシステムを構築**することを希望。
- ・パブリックコメントの**意見募集期間（3週間）は短すぎる**（最低でも1か月）。
- ・候補地の周辺住民への説明は、丁寧に公開で行っていただきたい。
- ・現在の市民の意識調査をする必要がある。 など

(3) 周辺地域への配慮

- ・地域周辺への配慮は一極集中するから大きな問題になる。**地域に分散した施設**であることを基本にすれば、全市民の問題として取り上げられ、それが地域周辺への配慮の一番大切なことになる。
- ・施設計画にあたっては、効率や経済性を優先するのではなく、なによりも**住民の生活環境や安全性**に十分に配慮していただきたい。また、どのように配慮したのかがわかるような情報提供をお願いしたい。 など

(4) その他

—

3. 施設整備計画について

(1) 規模の設定

- ・焼却炉について、将来に向かって**処理能力が余剰になる施設は絶対作らない**ことが基本である。
- ・長期的社会情勢・町田市の動態および近隣市との連携などを分析し、その規模を想定すべき。
- ・廃プラ施設の設置場所は**各地区分散**、規模は**小規模**で、各地区の市民が共有財産として利用する必要がある。
- ・ごみの量の削減とその理由を過去のデータで分析し、将来の予想を立てたうえでの新施設の検討であるのか、知らしめることが必要である。
- ・将来的には、2基で余裕を持って稼働できるようにすることを検討すべき。

(2) ライフサイクルコストの配慮

- ・維持メンテナンスを考慮すると、最高能力、長期使用可能機器よりもライフサイクルコストを考慮したシステムが望ましい。 など

(3) その他

- ・最新鋭の設備を導入し、近隣への影響を最小限に抑えるべき。
- ・近い将来予想される地震災害を考え合わせると、**複数の清掃工場**の運用により、これらの災害にも備える必要がある。
- ・ごみ処理施設だけでなく、市民会館等を含む**総合施設**にすることができればよいと思う。
- ・国や市やひいては欧州の基準以下の有害物質規制値以下として欲しい。
- ・バイオガス施設に関して、生ごみ処理で発電が出来ればこれに超したことはないが、大量の排出物（残差、廃液）が発生すると言われている。それをどうするか市民に知らされていない。設置場所は各地区分散、規模は小規模で、各地区の市民が共有財産として利用する必要がある。
- ・プラスチックを資源化する施設について、この施設についてもどのように資源化をしようとしているのか、市民には情報があまり出されていない。
- ・一極集中は好ましくない。
- ・全ての施設についての共通の課題として、ごみ施設は安全に稼働し、事故への対応手段が確立されていることを最重要の条件にすべきである。**効率よりも安全性を重視する施設**を選択すべきである。
- ・生ごみ全量資源化を実現するため、メタン発酵施設の役割は大きい。本施設が環境の時代を担うことができるかどうかは、第一に、分散化により、地域で歓迎されるべき機能（地域環境センター、地域健康センターなど）をもつこと、第二に、メタン発酵で生じる水肥と残渣が、肥料として利用できる全循環システムを構築し、そのために最適な発酵システムを選択することである。また、水肥と残渣を農地に投入し肥料として活用するためには、農家との連携が必須条件であり、これまでの縦割り行政の壁を乗り越えた横断的な取り組みが必要である。
- ・ごみ処理施設には、リサイクルセンターやリサイクル広場などの施設を併設し、行政と市民が共にごみ減量にかかわることができるような**開かれた場所**であって欲しい。 など

4. その他

- ・容器メーカーにリターナブルビンや循環できる素材を使った容器の生産等を積極的に働きかけて、大量に生産できて循環できない安い容器を生産するメーカーにコストを負担させるべき。
- ・輸入されるバージンな資源を使う所に税金をかけてはどうか。
- ・生ごみの資源活用は具体的にどのようなものなのか、生ごみの年間量から何がどれくらい資源として活用できるのかを検討したものや、生ごみ収集方法の変更に伴う設備や費用などについても検討したことを、ぜひ情報公開する必要がある。
- ・市内の事業者に対して過剰な包装、レジ袋の使用を禁止する条例を定めるべき。
- ・個人の責任を明確にし、焼却ごみの分別の徹底・料金見直しの検討など必要規模の徹底的最小化を実施することが肝要。
- ・リユース・リサイクルについて、a. ガラス製ビンの製造者引取りを義務付け、ゴミ減量と再利用を図る、b. 缶・ビン・プラスチック・新聞紙・古紙等個別の民間リサイクル事業を支援する、などが考えられる。
- ・容器包装材の減量化方策について、a. 容器包装製品への商品 1 点当たり定額課税する、などが考えられる。 など

2)まとめ

主要な意見をまとめた結果は以下の通りである。

1. 建設候補地選定について

(1) 検討の前提条件

- ・現在と同じ場所で建て直すことが難しいのかどうか、移転が絶対条件なのかの検討。

(2) 検討の方法、考え方

③既往の土地利用との整合

- ・町田市緑の基本計画 2020 にある「**水と緑の拠点**」の地域は建設候補地から除外すべき。
- ・三輪地区については公園緑地化計画があがっており、その南側についても**里山保全地域指定地区**に申請されているので除外すべき。
- ・こどもの国、寺家ふるさと村とつながる三輪緑地はそれらと一体となって首都圏では数少ない自然豊かな里山を形成しているため、除外すべき。

④物理的制約条件への適合

- ・町田市はいまだに人口が増加がみられ、かつ、東西に長い地形をしている関係から、今後建設する清掃工場は1カ所ではなく、鶴川か南町田方面に1カ所、また相原方面に1カ所というように**複数建設し、ごみの搬入の効率化を図る**必要がある。
- ・審議会で決定した「2020年までに、ごみ処理量の40%削減、生ごみ全量資源化」を達成するためには、市民の環境意識の向上が最重要の課題である。このため、施設は、**市内3～5カ所に分散化**し、地域住民がその存在と意義を理解しつつ、ごみの削減と資源化に取り組めるような「**地域環境センター**」をめざすべき。

⑦用地取得の可能性

- ・場所は**市の所有地**を選ぶべき。

⑧市境との距離

- ・三輪緑地は隣接する横浜市の寺家ふるさと村と実質的に一体化しているため、その地域に大規模な施設を建設されると、横浜市のプランとの間にかかなりの摩擦が生じる恐れがある。

⑨自然環境

- ・ふるさと村の近接地域にはすばらしい自然があるため、配慮願いたい。

⑩評価項目の重みづけ

- ・建設候補地選定の**評価項目には次の視点を追加**すべき。収集運搬の距離、将来的な施設の拡張性(増築、建替等)、住居密集度、周辺諸施設との距離、周辺地域の車両通行状況(混雑度)、隣接する自治体との距離、希少動植物の存在、周辺景観への影響、水源地・湧水の存在、地権者との合意形成、地元住民、周辺地域等の合意の深度。

⑫教育施設への影響

- ・現在の清掃工場(下小山田町)を中心とした約1km範囲内に、幼稚園児はじめとする比較的低年齢の子ども達が多く集まる教育施設があり、その近くに、町田市全てのごみを焼却、処理する一極集中的な現在の清掃工場を整備するのは、**子ども達の健康面から憂慮**する。
- ・三輪地区にはこどもの国や鶴川女子短大、日本体育大学、横浜美術大学、その他幼稚園から小、中学校、老人ケアホーム等**文教エリア**であり、除外すべき。

2. 市民とのコンセンサス形成について

(1) 情報発信の重要性

- ・ロードマップを作る必要がある。我々は今の町田市のごみ問題がどうなっているのか全く分かっていない。ここがはっきりしていないと将来大きなゴミ問題になりかねないので、慎重に情報を開示して進めてもらいたい。
- ・市民に対し、もっと大々的に広報し、委員会内部の議論を公表するとともに、里山や緑地の自然環境は他自治体の地域にも連なっているので、横浜市や川崎市等にも計画案を公表し、**横浜市民や川崎市民にも意見を求めてほしい。**

(3) 周辺地域への配慮

- ・地域周辺への配慮は一極集中するから大きな問題になる。**地域に分散した施設**であることを基本にすれば、全市民の問題として取り上げられ、それが地域周辺への配慮の一番大切なことになる。

3. 施設整備計画について

(3) その他

- ・近い将来予想される地震災害を考え合わせると、**複数の清掃工場**の運用により、これらの災害にも備える必要がある。
- ・ごみ処理施設だけでなく、市民会館等を含む**総合施設**にすることができればよいと思う。
- ・バイオガス施設に関して、生ごみ処理で発電が出来ればこれに超したことはないが、大量の排出物（残差、廃液）が発生すると言われている。それをどうするか市民に知らされてない。設置場所は各地区分散、規模は小規模で、各地区の市民が共有財産として利用する必要がある。
- ・ごみ処理施設には、リサイクルセンターやリサイクル広場などの施設を併設し、行政と市民が共にごみ減量にかかわることができるような**開かれた場所**であって欲しい。

4. その他

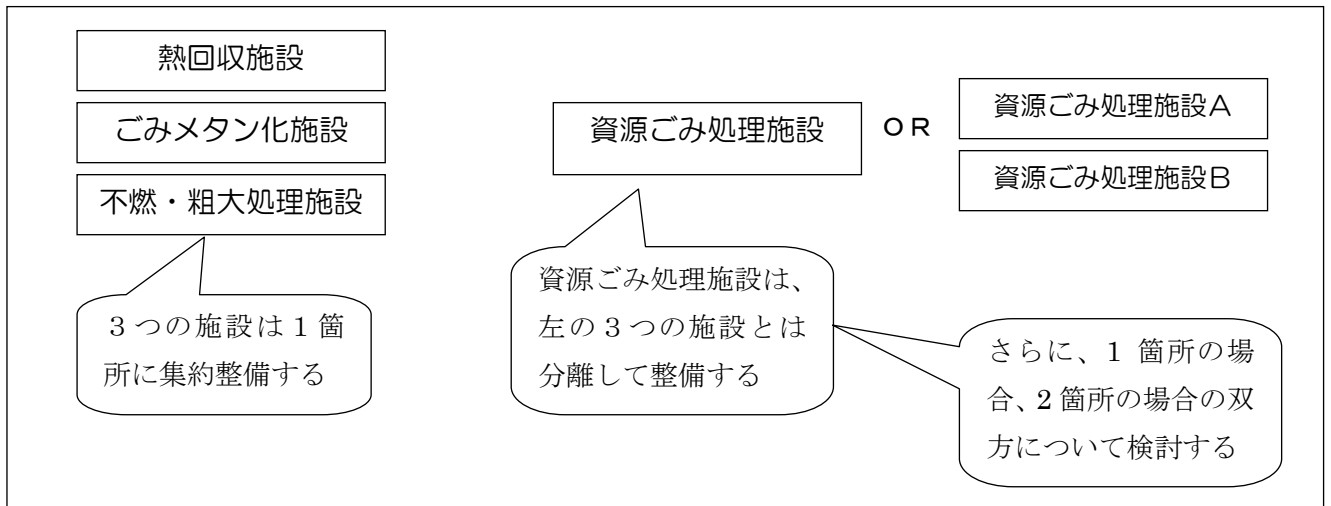
- ・容器メーカーにリターナブルビンや循環できる素材を使った容器の生産等を積極的に働きかけて、大量に生産できて循環できない安い容器を生産するメーカーにコストを負担させるべき。
- ・市内の事業者に対して過剰な包装、レジ袋の使用を禁止する条例を定めるべき。
- ・個人の責任を明確にし、焼却ごみの分別の徹底・料金見直しの検討など必要規模の徹底的最小化を実施することが肝要。

3. 建設候補地選定について

(1) 意見募集等の結果に基づく対応方針

① 施設の集約と分散

- ・ 第2回整備基本計画専門部会において、以下の方針が示されました。
 - － 「熱回収施設」、「ゴミメタン化施設」、「不燃・粗大処理施設」は1箇所に集約整備する。
 - － 「資源ごみ処理施設」は、施設を受け入れる住民への配慮のため全てを1箇所に集約することは避ける。このため、「資源ごみ処理施設」は、他の3つの施設とは分離して建設するものとする。
 - － さらに「資源ごみ処理施設」は、1箇所に整備した場合と2箇所に整備した場合の双方について検討を行う。



■ 対応方針(案)

- ・ 「熱回収施設」、「ゴミメタン化施設」、「不燃・粗大処理施設」を集約整備した場合、大きな敷地面積を必要とすると考えられます（整備基本計画専門部会にて引き続き検討している）。当部会では、引き続きこれを条件として、一次選定、二次選定を進めていくものとします。
- ・ 一方、「資源ごみ処理施設」については、さほど大きな敷地面積を必要としないと考えられます。このため、一次選定、二次選定の考え方を参考にしつつ、「収集運搬の効率性」等を考慮して検討を進めるものとします。なお、最終的には上記3施設の集約整備箇所がおおむね確定した段階で確定するものとします。

②緑地等自然環境の保全

- ・平成23年11～12月に実施した意見募集において、緑地等自然環境の保全を求める意見が多く寄せられました。
 - －特別緑地保全地区に関すること
 - －市民の森、緑地保全の森に関すること
 - －東京都自然保護条例にもとづく「里山保全地域」に関すること
 - －三輪緑地、寺家ふるさと村に関すること
- ・またいくつかの緑地等が、町田市に近接する横浜市や川崎市と一体化しているため、町田市単独の問題として取り扱うべきでなく、近隣市との関係について懸念する意見も多かったです。

■対応方針(案)

- ・都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」等、緑地や自然環境の保全に関する制度について、東京都条例や町田市条例等を含めて根拠法令を確認し、土地利用に関する制約が法的に裏付けられるものは一次選定の条件として追加します。
- ・また確認の結果、土地利用に関する制約が法的に裏づけられなかった場合でも、これまでの市民の取り組みや環境保全を望む市民の声を出来るだけ尊重し、三次選定における条件（配慮事項）として反映することを検討します。例えば、東京における自然の保護と回復に関する条例の「里山保全地域」への指定申請を行っている地域などです。

※例えば「三輪緑地」は、現在東京都条例の里山保全地域への申請をしているところですから、その周辺を含めて保全に配慮することが望まれます。（なお、三輪緑地自体は都市計画緑地となっているため、一次選定の段階で建設候補地から除外されています。）

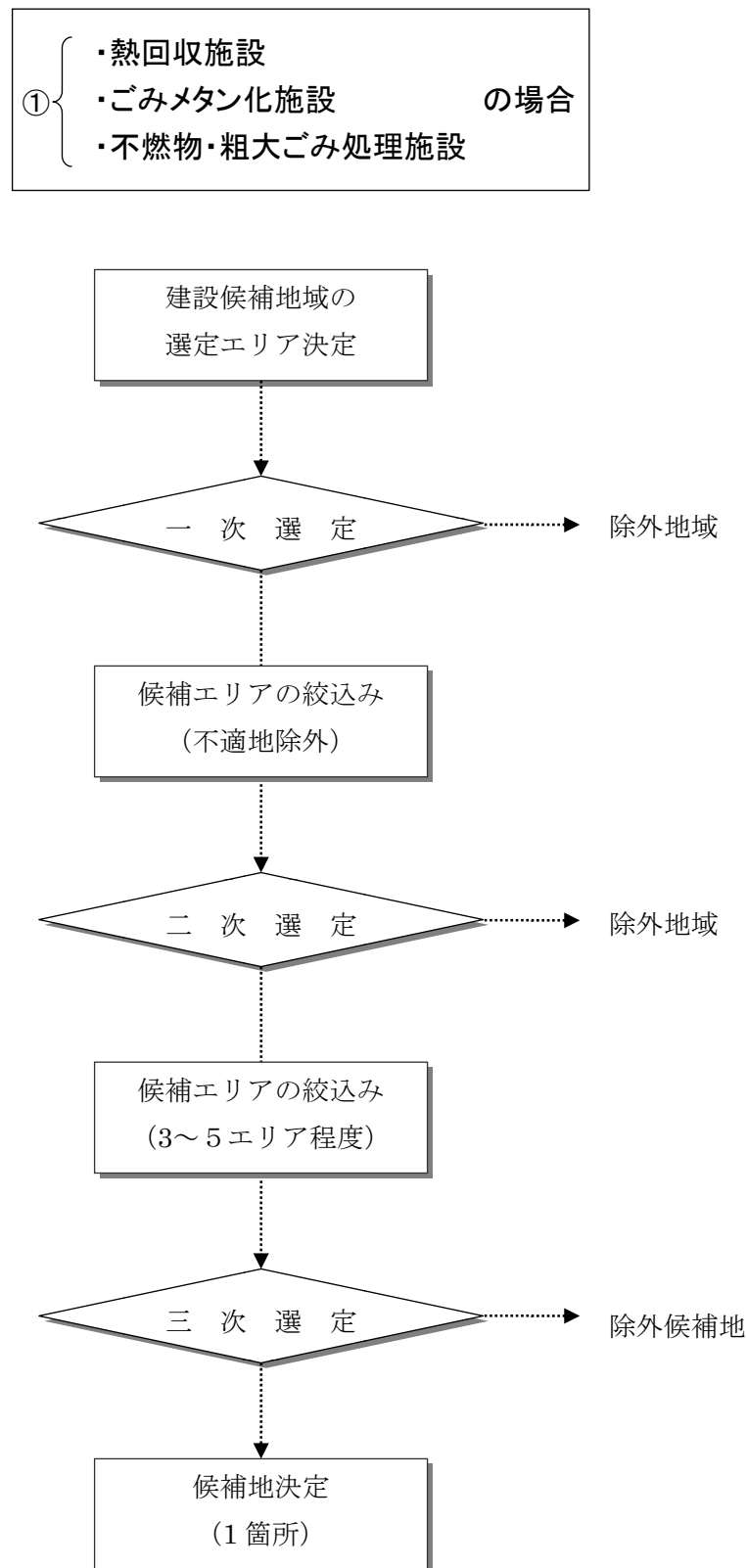
③周辺自治体との相対関係の考慮

- ・平成23年11～12月に実施した意見募集において、町田市のいくつかの地域では、隣接する市のごみ処理施設が近接しているため、その相対的な位置関係を考慮すべきとの意見が寄せられました。
- ・また、ふじみ衛生組合からのヒアリング結果では、検討・評価項目の一つに「他市町村との位置関係」にも配慮していたことがわかりました。
- ・さらに前述の通り、緑地等が複数の市にまたがって一体化していることに対する配慮も必要との意見が寄せられています。

■対応方針(案)

- ・以下の事項について、二次選定に反映します。
 - －隣接する市の市境からの距離（離隔）

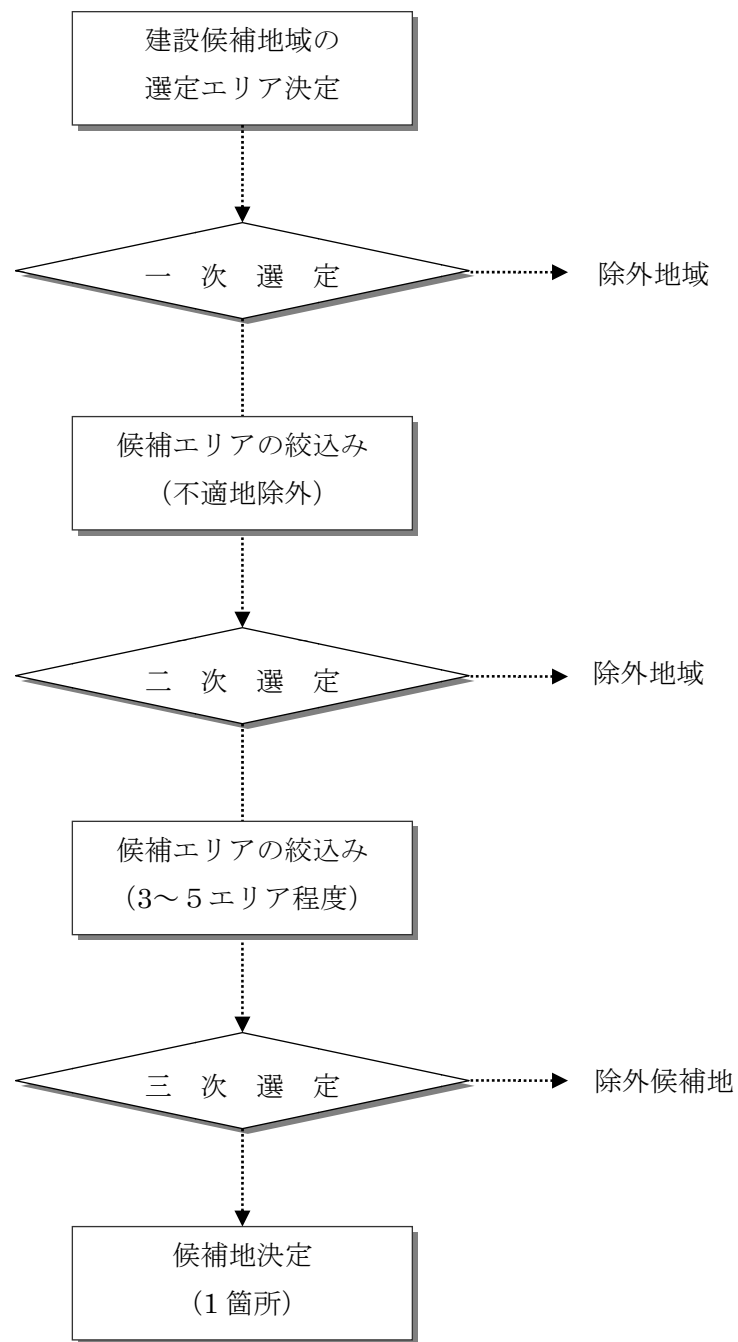
(2) 建設候補地選定の手順(修正等)



	検討項目	検討項目の詳細
一次選定	(1) 法的制約条件への適合	以下のエリアを除外する。 ①防災に関する地域(浸水予想区域、土石流危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)(洪水ハザードマップ) ②自然保護に関する地域(国定・国定公園区域、県立自然公園区域、自然環境保全地域) ③鳥獣保護に関する地域(鳥獣保護区域内の特別保護地区) ④文化財保護に関する地域(埋蔵文化財、国指定文化財、県指定文化財) ⑤農業地域(農用地区域) ⑥森林地域(保安林) ⑦世界遺産:緩衝地帯
	(2) 災害・環境に対する安全性	以下のエリアを除外する。 ①活断層からの距離:50m以内(都市圏活断層図) ②湿地:湿地範囲 ③水道水源の取水地点:半径1km以内
	(3) 既往の土地利用との整合	①既往の土地利用との整合を考慮し、住居系地域、商業系地域は原則的に除外する。(町田都市計画図) ②市街化調整区域において、都市計画公園、都市計画緑地は除外する。
二次選定	(4) 物理的制約条件への適合	施設を建設するために最低限必要となる面積を確保できる箇所を選定する。用地確保が困難な場合や収集・運搬効率を考慮した場合、数箇所に分散して整備する可能性がある。
	(5) 収集・運搬の効率	2車線道路からの距離を考慮し、以下のエリアを除外する。 ①2車線道路からの距離:500m※以上 ※数値は、今後の検討で適切なものを定める
	(6) 地形・地質条件	地形勾配が大きく、建設に不適と考えられるエリアを除外する。 ①平均勾配:20%以上
	(7) 用地取得の可能性	現在の市有地の活用について検討する。
三次選定	(8) 評価項目の重みづけ	機能面、環境面、土地利用面、経済面、維持管理面、余熱等利用面などのうち、候補地選定の視点として重視すべきものの重み付けを行う。
	(9) 比較評価	上記の視点から候補エリアの評価を行い、比較して最も合理的と考えられる箇所を選定する。

	検討項目	検討項目の詳細
一次選定	(1) 法的制約条件への適合	以下のエリアを除外する。 ①防災に関する地域(浸水予想区域、土石流危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)(洪水ハザードマップ) ②自然保護に関する地域(国定・国定公園区域、県立自然公園区域、自然環境保全地域) ③鳥獣保護に関する地域(鳥獣保護区域内の特別保護地区) ④文化財保護に関する地域(埋蔵文化財、国指定文化財、県指定文化財) ⑤農業地域(農用地区域) ⑥森林地域(保安林) ⑦世界遺産:緩衝地帯
	(2) 災害・環境に対する安全性	以下のエリアを除外する。 ①活断層からの距離:50m以内(都市圏活断層図) ②湿地:湿地範囲 ③水道水源の取水地点:半径1km以内
	(3) 既往の土地利用との整合	①既往の土地利用との整合を考慮し、住居系地域、商業系地域は原則的に除外する。(町田都市計画図) ②市街化調整区域において、都市計画公園、都市計画緑地は除外する。 ③都市緑地法の「特別緑地保全地区」、東京における自然の保護と回復に関する条例の「歴史環境保全地域」、「緑地保全地域」を除外する。
二次選定	(4) 物理的制約条件への適合	施設を建設するために最低限必要となる面積を確保できる箇所を選定する。用地確保が困難な場合や収集・運搬効率を考慮した場合、数箇所に分散して整備する可能性がある。
	(5) 収集・運搬の効率	2車線道路からの距離を考慮し、以下のエリアを除外する。 ①2車線道路からの距離:500m以上
	(6) 地形・地質条件	地形勾配が大きく、建設に不適と考えられるエリアを除外する。 ①平均勾配:20%以上
	(7) 用地取得の可能性	現在の市有地の活用について検討する。
	(8) 市境からの距離	隣接市に配慮し、以下のエリアを除外する。 ①市境からの距離100m以下
三次選定	(9) 評価項目の重みづけ	機能面、環境面、土地利用面、経済面、維持管理面、余熱等利用面などのうち、候補地選定の視点として重視すべきものの重み付けを行う。 特に「市民の森」、「緑地保全の森」等の保全に配慮する。
	(10) 比較評価	上記の視点から候補エリアの評価を行い、比較して最も合理的と考えられる箇所を選定する。

②資源ごみ処理施設の場合



変更後

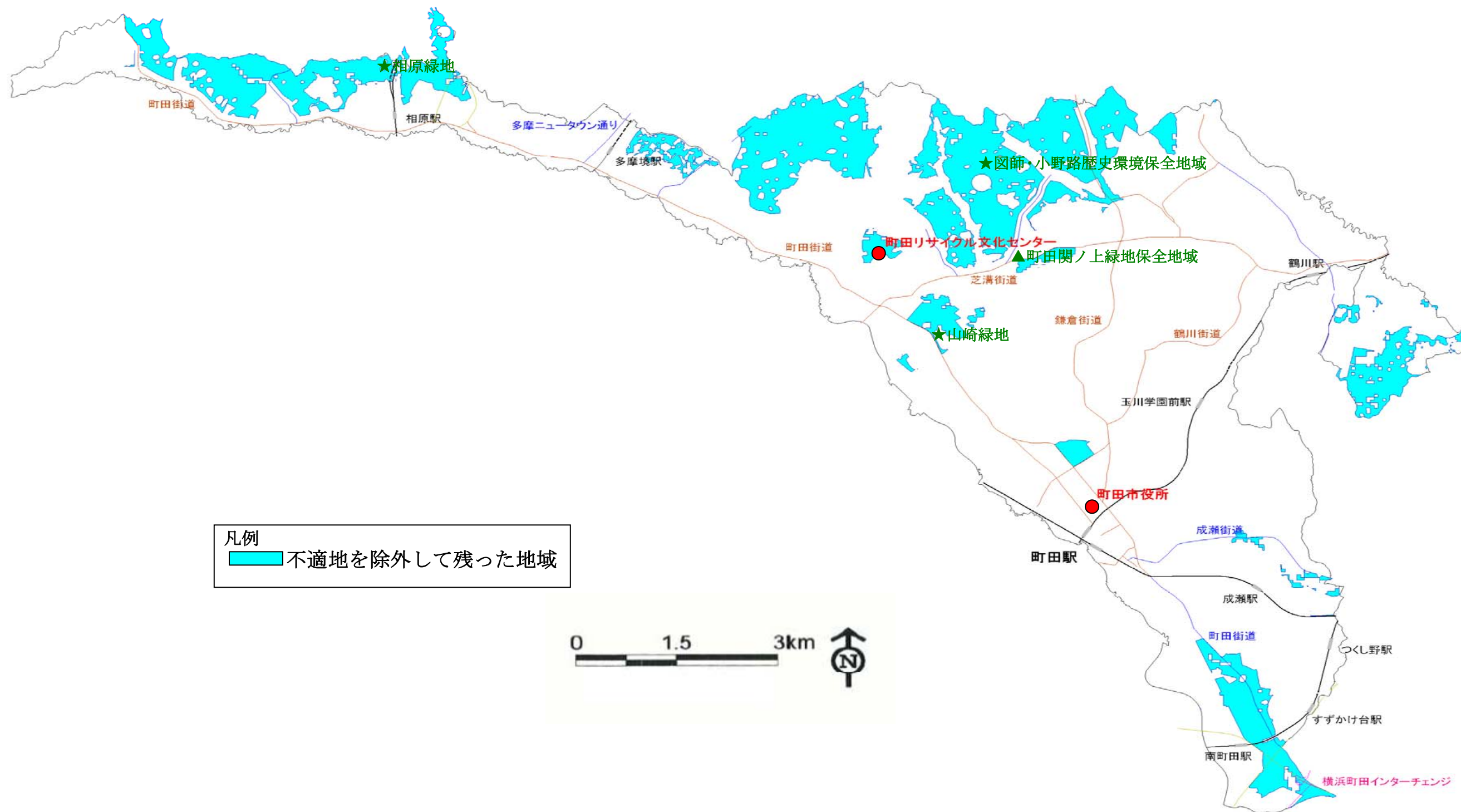
	検討項目	検討項目の詳細
一次選定	(1) 法的制約条件への適合	以下のエリアを除外する。 ①防災に関する地域（浸水予想区域、土石流危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）（洪水ハザードマップ） ②自然保護に関する地域（国定・国定公園区域、県立自然公園区域、自然環境保全地域） ③鳥獣保護に関する地域（鳥獣保護区域内の特別保護地区） ④文化財保護に関する地域（埋蔵文化財、国指定文化財、県指定文化財） ⑤農業地域（農用地区域） ⑥森林地域（保安林） ⑦世界遺産：緩衝地帯
	(2) 災害・環境に対する安全性	以下のエリアを除外する。 ①活断層からの距離：50m 以内（都市圏活断層図） ②湿地：湿地範囲 ③水道水源の取水地点：半径 1 km 以内
	(3) 既往の土地利用との整合	①既往の土地利用との整合を考慮し、住居系地域、商業系地域は原則的に除外する。（町田都市計画図） ②市街化調整区域において、都市計画公園、都市計画緑地は除外する。 ③都市緑地法の「特別緑地保全地区」、東京における自然の保護と回復に関する条例の「歴史環境保全地域」、「緑地保全地域」を除外する。
二次選定	(4) 物理的制約条件への適合	施設を建設するために最低限必要となる面積を確保できる箇所を選定する。 用地確保が困難な場合や収集・運搬効率を考慮した場合、数箇所に分散して整備する可能性がある。
	(5) 収集・運搬の効率	2車線道路からの距離を考慮し、以下のエリアを除外する。 ①2車線道路からの距離：300m以上
	(6) 地形・地質条件	地形勾配が大きく、建設に不適と考えられるエリアを除外する。 ①平均勾配：20%以上
	(7) 用地取得の可能性	現在の市有地の活用について検討する。
	(8) 市境からの距離	隣接市に配慮し、以下のエリアを除外する。 ①市境からの距離 100m 以下
三次選定	(9) 評価項目の重みづけ	機能面、環境面、土地利用面、経済面、維持管理面、余熱等利用面などのうち、候補地選定の視点として重視すべきものの重み付けを行う。特に「市民の森」、「緑地保全の森」の保全に配慮する。
	(10) 比較評価	上記の視点から候補エリアの評価を行い、比較して最も合理的と考えられる箇所を選定する。

※2011年10月7日より、「市民の森」と「緑地保全の森」は制度上統合された。

(3)一次選定

これまでの一次選定（案）より、以下のエリアを除外する。

- ・都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」
- ・東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく保全地域のうち、町田市内にある「歴史環境保全地域」、「緑地保全地域」



(4) 二次選定(案)

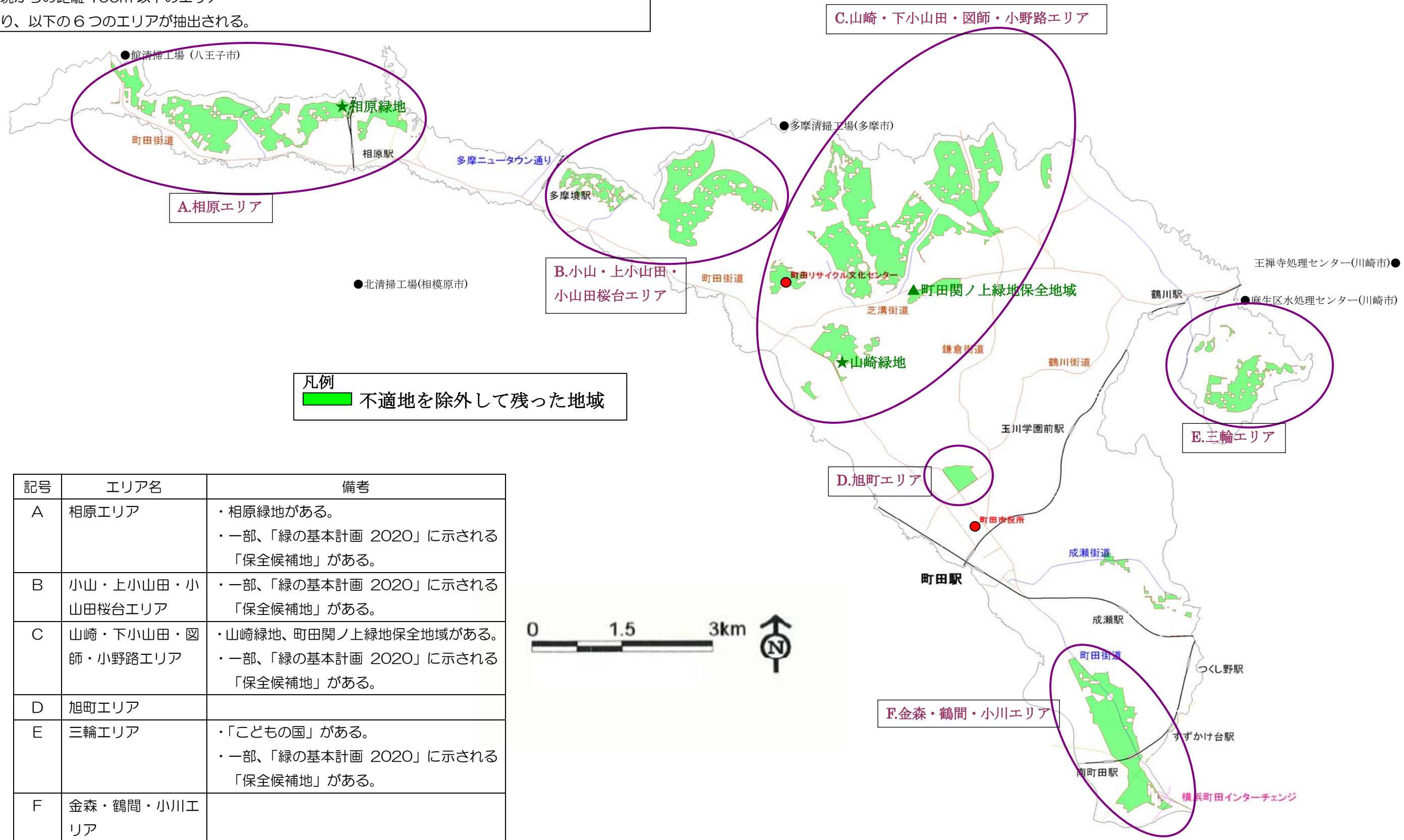
一次選定結果から以下のエリアを除外した。(※(7)の市有地の有無と所在については未反映)

(5) 2車線以上の道路(幅員5.5m以上の道路)からの距離が500m以上のエリア

(6) 平均勾配が20%以上のエリア

(8) 市境からの距離100m以下のエリア

これにより、以下の6つのエリアが抽出される。



凡例
 不適地を除外して残った地域

記号	エリア名	備考
A	相原エリア	・相原緑地がある。 ・一部、「緑の基本計画 2020」に示される「保全候補地」がある。
B	小山・上小山田・小山田桜台エリア	・一部、「緑の基本計画 2020」に示される「保全候補地」がある。
C	山崎・下小山田・囃師・小野路エリア	・山崎緑地、町田関ノ上緑地保全地域がある。 ・一部、「緑の基本計画 2020」に示される「保全候補地」がある。
D	旭町エリア	
E	三輪エリア	・「こどもの国」がある。 ・一部、「緑の基本計画 2020」に示される「保全候補地」がある。
F	金森・鶴間・小川エリア	

●北部浄化センター(大和市)

(5) 三次選定の評価項目(案)

■三次選定の評価項目及び重み付け(案)

評価項目		評価する理由	評価の手法	重み付け (配点)
1)機能 ／維持 管理	①敷地の形状、地盤状況等	敷地の形状や土地の起伏が施設の有効な配置に影響を及ぼす場合があるため。また、著しく軟弱な地盤の場合、施設の耐震性に影響を及ぼすため。	施設の概略的な配置を行い、敷地の形状と起伏とのおさまりに問題がないか確認する。地盤については、候補地周辺の地盤柱状図等を確認する。	
	②建築物に対する規制等	建築物や工作物の高さ規制等がある場合、許認可に要する時間が事業スケジュールに影響を及ぼすため。	町田市の開発許可当局に問い合わせ、規制等の具体的な内容を確認する。	
	③収集運搬の効率	東西に長い町田市域において、立地が偏った場合収集運搬の効率が低下し、また交通混雑や環境への影響が懸念されるため。	町田市をいくつかのブロックに区分し、その人口からごみ量を比例算出する。一方、各ブロックから各候補地までの(直線)距離を計測し、その総トリップ数を算出する。	
2)環境	①緑地等の保全	町田市における貴重な緑地環境を保全し、また市民の意向を反映するため。	建設候補地及び周辺における緑地の有無や特性を把握し、想定される保全策等を事例調査などにより把握する。	
	②希少動植物	事業にあたり、希少な動植物の生息・生育環境への保全や配慮が必要となるため。	建設候補地及び周辺における希少動植物の有無や種を特定し、想定される保全策等を事例調査などにより把握する。	
	③周辺道路の整備状況	周辺道路の整備状況は、歩行者の安全確保、渋滞緩和などの対策の必要性に影響するため。	建設候補地及び周辺における道路の整備状況を把握し、問題の発生について予測検討を行う。	
3)土地利用	①教育・福祉施設等への配慮	建設候補地やその近隣に学校、保育園、その他教育や福祉に供する施設が立地している場合、その環境を保全する配慮が必要と考えられるため。	建設候補地及び周辺における教育施設、福祉施設の有無や具体的な内容を把握し、想定される保全策等を事例調査などにより把握する。	
4)経済	①用地取得費	必要な機能を確保する条件内において、費用を縮減することが望まれるため。	各エリアにおける概略的な用地費を相対評価する。 (※具体的な数値、金額は公表しない。)	
	②初期整備費	必要な機能を確保する条件内において、費用を縮減することが望まれるため。	各エリアにおける概略的配置計画に基づき、敷地造成、取り付け道路に関する概算初期整備費を算出する。	
	③ライフライン整備費	比較的規模の大きい電力や水を調達するライフラインの整備費を考慮するため。	各エリアにおける概略的配置計画に基づき、電力網施設や下水道施設接続の概算整備費を算出する。	
5)余熱等利用	①熱利用施設等の有無	建設候補地近隣に比較的規模の大きい熱利用を行う施設が立地している場合、そこへ熱供給を行うことが有利と考えられるため。	建設候補地及び周辺における当該施設の有無や数を把握する。	
			合計	100

4. 意見交換会の進め方について

■意見交換会のシナリオ（案）

時間	プログラム	担当	要点
0:00 0:05	1. 開会の挨拶	委員	
0:05 0:10	2. 意見交換会の主旨説明	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経緯説明 ・施設の老朽化、基本計画の策定、委員会の設置（市長の諮問） ・本日頂いた意見の取り扱いと、今後の検討への反映の仕方についての説明
0:10 0:20	3. 事業概要の説明 (1)施設整備基本計画	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ①事業スケジュール ②整備検討対象 <ul style="list-style-type: none"> ・焼却、メタン化、不燃・粗大ごみ処理施設、資源ごみ処理施設 ③検討の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・いくつかの施設は1箇所まとめて整備 ・現状で想定される大まかな規模
0:20 0:30	(2)建設候補地選定	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ①建設候補地選定の手法 ②一次選定と二次選定（案） ③三次選定の評価項目（案） ④周辺のまちづくりとの整合の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・環境への配慮、景観整備、防災機能の付加等
0:30 1:30	4. 意見交換 (1)施設整備基本計画 (2)建設候補地選定 ※特に三次選定の評価項目について (3)その他全般	委員	※議論が混同しないよう、3つのテーマについて概略的な時間配分を行う。
1:30 1:40	5. 総括	委員	・主要な意見の確認等
1:40 1:45	6. 閉会の挨拶	委員	<ul style="list-style-type: none"> ・参加へのお礼 ・今後のすすめ方（意見の反映の仕方）等に関する確認のアナウンス

以上